資料３

# 食糧部会における米の備蓄運営についての議論の整理

（案）

平成２３年７月２７日

# 目　　次

１　備蓄の制度的枠組み　1

２　棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方　2

３　備蓄米放出の基本的なプロセス　3

４　備蓄米放出の際の販売方法等　5

（参考１）米の生育・作柄等の公表スケジュール　8

（参考２）過去の不足時の状況と対応①（平成５年）　9

（参考３）過去の不足時の状況と対応②（平成15年）　11

# 1　備蓄の制度的枠組み

食糧法においては、
①　政府は、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行うこととされており（第２条）、
②　米穀の備蓄とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされている（第３条第２項）。

◎主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抜粋）

（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）

第２条　政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

２・３　（略）

（定義）

第３条　（略）

２　この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

３　（略）

（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）

第29条　政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第47条第２項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者（以下「買受資格者」という。）に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

## ２　棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施（毎年20万トン）

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売（毎年20万トン）

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

## ３　備蓄米放出の基本的なプロセス

①　米に関する情報収集（常時監視）により、消費者への米穀の安定供給に支障が生じる可能性が想定される場合、緊急調査を実施

②　緊急調査の結果、国内産米の生産量が需要量を下回り、備蓄米の放出がなければ翌年６月末の民間在庫量が例年の水準を相当程度下回る可能性があれば、食糧部会を開催

③　食糧部会において、備蓄米放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点で議論

④　食糧部会の議論を踏まえ、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

## ３　備蓄米放出の基本的なプロセス

Ａ：当年産米の不作により直ちに放出を要する初年

Ｂ：連年の不作等により民間在庫量が低水準となり放出を要する2年目等

○　米に関する情報収集（常時監視）（　在庫・価格の調査（毎月）や生育状況等の情報収集を行い常時監視。）

米に関する情報収集により、当年産米の不作により消費者への米穀の安定供給に支障が生じる可能性が想定される場合（作柄、在庫量、小売価格等）

○　緊急調査の開始　（Aの場合：8月頃～）　（Bの場合：6月頃～）

（　米に関する情報収集の対象者の拡大や調査頻度を拡大（例：毎月⇒毎週）させるとともに、小麦製品（パン・麺）の販売動向や価格についても調査。）

緊急調査の結果、国内産米の生産量が需要量を下回り、備蓄米の放出がなければ翌年６月末の民間在庫量が例年の水準を相当程度下回る可能性があれば、食糧部会を開催。

○　食糧部会（必要に応じ随時開催）において、備蓄米放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点で議論（食糧部会の概要等を速やかに公表）

○　備蓄米放出の決定（食糧部会の議論を踏まえ、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定。）

以上については、米の生産・流通等に携わる関係者があらかじめ予測可能性をもって対応できるよう、客観性・透明性を確保した上で実施。

（　災害時における備蓄米放出（販売）については、東日本大震災における首都圏の一時的な供給不足等を踏まえ、別途検討。
なお、災害時の放出については食糧法令において直接的な言及はないものの、販売業者だけではなく地方公共団体への販売など、従来から災害時の放出を想定した規定が置かれており、これに基づき実施。）

# 4　備蓄米放出の際の販売方法等

○　以下の備蓄放出の際の具体的な内容については、関係要領により整理することとしてはどうか。

| | ある程度の備蓄米放出により需給が安定 | ほぼ全量の備蓄米放出により需給が安定 |
|---|---|---|
| | A:当年産米の不作により直ちに放出を要する初年 | B:連年の不作等により民間在庫量が低水準となり放出を要する2年目等 |
| 状況 | ○　備蓄米放出により、量的な安定供給が確保され、米不足等による流通の混乱が回避可能な状況 | ○　備蓄米放出による量的な安定供給の確保に加え、備蓄米の流通についての追加的措置も必要な状況 |
| 販売開始時期 | ○　備蓄米放出の決定後、一定の周知期間を経て、出来秋以降販売を開始<br>（備蓄米は、主に民間流通米（新米）とブレンドされて市場に供給されると考えられることから、まだ民間流通米が市場に十分流通している段階（出来秋）以降販売を開始（販売開始時期は、市場の動向を踏まえて弾力的に設定）。） | |
| 放出量及び供給計画 | ○　放出決定後速やかに放出量（上限）及び供給計画を公表<br>（生産量が需要量を下回った量を放出量（上限）とし、出荷・販売段階の販売計画を踏まえつつ、備蓄米の供給計画を策定して、放出決定後速やかにアナウンス。）<br>○　供給計画の定期的な見直し及び公表<br>（備蓄米を含む米穀の安定的な供給を確保するため、概ね四半期ごとに民間流通米と備蓄米の販売状況を踏まえて備蓄米の供給計画を見直し、速やかにアナウンス。） | |
| 販売方法 | ○　競争的販売<br>（特定の者に偏らないよう応札者の購入数量に上限を設定した上で、競争的な方法により受託事業体が政府の指示に基づき契約・販売。） | ○　競争的販売を基本としつつ、状況に応じ割当的販売<br>（競争的販売による場合には、特定の者に偏らないよう応札者の購入数量に上限を設定した上で、競争的な方法により受託事業体が政府の指示に基づき契約・販売。<br>ただし、競争的販売によれば過度の競争（高値買占め）を誘発し、食糧法の目的である米の需給と価格の安定を損なう恐れがある場合は、割当的販売に移行。<br>割当的販売による場合には、販売量については平常時の取扱量に基づきシェア按分し、販売価格については見積り合せで販売。） |
| 販売対象者 | ○　原則として、一定量以上の取扱規模（概ね4千トン）及びとう精能力を有し（権原に基づきとう精施設を利用できる場合を含む）、平常時に予め買受者として登録した届出業者 | |

## 4　備蓄米放出の際の販売方法等

| | ある程度の備蓄米放出により需給が安定 | ほぼ全量の備蓄米放出により需給が安定 |
|---|---|---|
| | A:当年産米の不作により直ちに放出を要する初年 | B:連年の不作等により民間在庫量が低水準となり放出を要する2年目等 |
| 安定供給確保のための措置 | ○　販売対象者には、平常時から定期的に取扱数量等の報告を義務付け<br>○　政府から備蓄米を購入した買受者には販売計画の提出を義務付け<br>（販売した備蓄米及び買受者の保有米穀が滞留することがないよう、買受者には販売計画の提出を義務付け、計画どおり販売されない場合には必要な指導を実施。）<br>○　不当な高値販売の抑制<br>（買受者名及び販売価格の公表を行うとともに、小売価格等の監視を行い、不当な高値販売の疑いがある場合は、食糧法第52条に基づく立入検査を実施。） | |
| 販売提示方法 | ○　放出後の年産構成を考慮しつつ、産地・銘柄別に提示（販売対象者が産地・銘柄を選択） | ○　競争的販売の場合は、産地・銘柄別に提示<br>○　割当的販売の場合は、原則として政府が販売予定数量のみを販売対象者に提示（販売対象者間で極力公平となるよう年産・産地・銘柄は政府が決定） |
| 不作時における事前買入契約の取扱い | ○　不作時であっても契約に基づく政府買入れ<br>（不作時においても広く国民への公平かつ確実な供給を担保する観点から、政府が契約に基づき買入れを実施。） | |

※　上記の状況を超える需給逼迫時には、配給制に至る緊急時の措置（食糧法第37条から第40条）を発動する必要も想定。

| | |
|---|---|
| 放出後の備蓄水準の回復 | ○　原則として、特段の積み増し（20万トンを超える買入れ）を行わず、非主食用売却量の調整（減）による数年かけた自然回復<br>○　備蓄水準が著しく低下している場合には、生産回復の状況も踏まえつつ、一定量の買入数量の増加を含め検討 |

# 参　考　資　料

# （参考１）米の生育・作柄等の公表スケジュール

| | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 米に関する情報収集（常時監視） | 暖候期(6～8月)予報（気象庁） | | | ● 2月下旬 | | | | | | | | | | | | |
| | 3ヶ月予報（気象庁） | | ●→ 毎月下旬 | | | | | | | | | | | | | |
| | 生育情報（各自治体等） | | | | | ●→ 5月下旬頃～ | | | | | | | | | | |
| | 作柄概況（農林水産省） | | | | | | | | ● 7月下旬(早期米の作柄状況) | ● 8月下旬(8/15の作柄概況) | ● 9月下旬(9/15の作柄概況) | ● 10月下旬(10/15の予想収穫量) | ● 12月上旬(水陸稲の収穫量) | | | |
| | 価格、在庫調査 | ●→ 毎月実施 | | | | | | | | | | | | | | |
| 備蓄米買入 | | ●→ 1月～6月頃(入札) | | | | | | | | | | | | ●→ 1月～3月頃(引渡) | | |
| 戸別所得補償制度の加入受付 | | | | | | | ● 6月末日(締切) | | | | | | | | | |

# （参考２）　過去の不足時の状況と対応①（平成５年）

○　平成３年産米の不作等により５年10月末の国内産米の在庫量は政府と民間をあわせて23万トンの低水準。
　５年産米の作柄は、稲の活着・生育に重要な６月～８月の天候が総じて低温・日照不足で推移したため、７月に公表された５年産米の生育状況は、日本各地で平年よりも相当程度低下すると見込まれた。

○　その後、８月15日現在の作況指数95、９月15日現在の作況指数80と発表され、米の需給が相当厳しい事態と見込まれたため、まず、９月に年末年始の需要に対処できるよう20万トンの輸入を決定。

○　さらに、北日本を中心とした冷害、西日本を中心とした台風、長雨、全国的に多発したいもち病等の発生により、10月15日現在の作況指数が９月の80をさらに下回る75へと悪化した事態を踏まえ、追加輸入を順次行い、最終的には、米国、豪州、中国及びタイから合計259万トンに上る緊急輸入を実施。

○　このような異例の米需給環境の下で、全国隅々まで米を公平かつ安定的に供給していくためには、自主流通米と政府米との一体的な需給操作が必要不可欠であることから、自主流通米については、県別・時期別の管理を行うとともに、自主流通米価格形成機構においては、臨時緊急措置として、第３回以降の入札を延期することとし、入札を延期している間の取引は、値幅制限（２～４年産米の取引指標価格における加重平均価格の±７％）の範囲内で相対取引により行われることとなった。

○　６年２月以降、主食用として政府の緊急輸入米と国内産米（自主流通米）が供給されたところであるが、輸入米に対する嗜好・品質の問題及び予想を超えた猛暑による米消費量の減少や大量かつ早期の新米出回り等により需給が大幅に緩和する中で、緊急輸入米の需要は大きく減少。このため、緊急輸入米の販売数量は161万トンにとどまり、結果98万トンの販売残が発生し、援助用や飼料用に処理。

| | |
|---|---|
| 5. 9.30 | 9月15日現在の作況80を公表、年末年始の需要分20万トンの輸入を決定 |
| 5.10.29 | 10月15日現在の作況75を公表、90万トンの追加輸入を決定 |
| 5.12.27 | 最終の作況74を公表、80万トンの追加輸入を決定 |
| 6. 2～ | 緊急輸入米の主食用販売の開始 |
| 6. 3～ | 米の流通の円滑化及び価格監視の強化（販売業者への特別巡回指導強化、米 110番の活用） |
| 6. 3.29 | 基本計画において、必要輸入数量の上限を265万トンと見込み、75万トンの追加輸入を決定（最終的な実輸入量は259万トン） |

# （参考２）　過去の不足時の状況と対応①（平成５年）

## ○　(財)自主流通米価格形成機構入札価格の推移

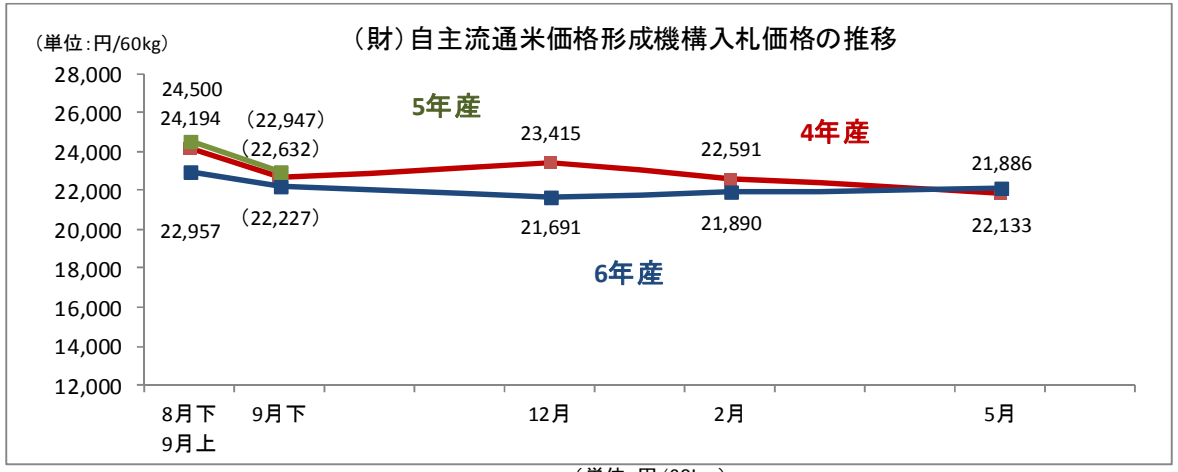


（単位：円/60kg）

| | 8月下<br>9月上 | 9月下 | 12月 | 2月 | 5月 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4年産米 | 24,194 | 22,632 | 23,415 | 22,591 | 21,886 |
| 対前年比 | 107% | 100% | 101% | 98% | 101% |
| 5年産米 | 24,500 | 22,947 | － | － | － |
| 対前年比 | 101% | 101% | － | － | － |
| 6年産米 | 22,957 | 22,227 | 21,691 | 21,890 | 22,133 |
| 対前年比 | 94% | 97% | － | － | － |

注1：　価格には包装代、消費税、自主米機構手数料が含まれている。

注2：　4年産米の対前年比は、同月の取引がないため、12月と1月、2月と3月を比較している。

注3：　各月の価格は、東京取引及び大阪取引の平均価格である。(8月下9月上とあるのは、8月下は大阪取引、9月上は東京取引である。)

注4：　6年産米の9月下は、同月の取引がないため、10月下の東京取引及び11月上の大阪取引の平均価格である。

注5：　第１回(8月下9月上(関東、北陸等))と第２回(9月下(北海道、東北等))は、上場銘柄が分割されているため連続性はない。

## ○　小売価格（総務省小売物価統計）

（単位：円/10kg）

| | 5年<br>1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 6年<br>1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (特「1類80%以上」) | 6,127 | 6,136 | 6,139 | 6,139 | 6,135 | 6,122 | 6,122 | 6,120 | 6,137 | 6,289 | 6,804 | 6,819 | 6,879 | 6,919 | 7,765 | 9,377 | 9,199 | 8,981 | 8,709 | 7,926 | 6,935 | 6,735 | 6,604 | 6,594 |
| 対前年比 | 103% | 102% | 102% | 102% | 102% | 102% | 102% | 102% | 102% | 104% | 112% | 111% | 112% | 113% | 126% | 153% | 150% | 147% | 142% | 130% | 113% | 107% | 97% | 97% |
| (上「1～2類50%以上」) | 5,491 | 5,501 | 5,497 | 5,513 | 5,513 | 5,523 | 5,524 | 5,532 | 5,545 | 5,701 | 6,161 | 6,225 | 6,256 | 6,283 | 6,992 | 7,750 | 9,167 | 8,217 | 7,852 | 6,883 | 6,297 | 6,015 | 5,921 | 5,809 |
| 対前年比 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 101% | 101% | 101% | 101% | 103% | 112% | 114% | 114% | 114% | 127% | 141% | 166% | 149% | 142% | 124% | 114% | 106% | 96% | 93% |

# （参考３）　過去の不足時の状況と対応②（平成15年）

○　天候不順の影響による生育の遅れや作柄への不安による卸売業者の購入意欲の高まり等により、平成15年産自主流通米の落札価格は前年同時期に比べ概ね３千円～７千円／60kg程度上昇[※1]。このため、15年８月以降、14年産自主流通米の調整保管の取崩し販売を決定。14年産政府米（新米）も販売し、その結果、価格は若干落ち着いた。

○　その後、10月15日の作況が90となり、需要量870万トンに対して生産量が763万トンと107万トン程度の不足が見込まれた中で、卸売業者が前倒しで必要な数量を確保しようとしたがそれに見合った出荷の促進が図られなかったことにより、本格的な収穫・出回りが始まった15年10月後半以降、再度価格が上昇[※2]。

○　しかしながら、米価格の上昇によりブレンド米等値頃感のある米への引き合いが強まったこと、卸売業者が高値で手当てした米が在庫として滞留したこと、政府備蓄米の相当量の販売継続[※3]により米の不足感が解消されたことから、16年１月以降、価格は沈静化[※4]。

| | |
|---|---|
| 15. 8. 6 | 14年産自主流通米の調整保管の取崩し決定（8月 8千トン、 9月 10万トン） |
| 15. 8.12 | 14年産政府米（新米）を販売（8月 4万トン、9・10月 9万トン） |
| 15. 8.27 | 農林水産省内に「米の安定供給連絡会議」を設置 |
| 15. 9. 4 | 米の安定供給に向けた関係業界との意見交換の実施（ブレンド米への理解の増進等） |
| 15. 9.11 | 米穀の卸・小売価格調査の週別実施を決定 |
| 15. 9.19 | 15年産米の品質表示に係る特別調査の実施を決定 |
| 15.10.14 | 米泥棒対策（農産物防犯対策）につき、警察庁、関係団体に協力要請 |
| 16. 1～ | 15年産自主流通米の入札平均価格が1月以降下落（対前月比：▲1,701円/60kg） |

# （参考３）　過去の不足時の状況と対応②（平成15年）

## ○　(財)自主流通米価格形成センター入札価格の推移

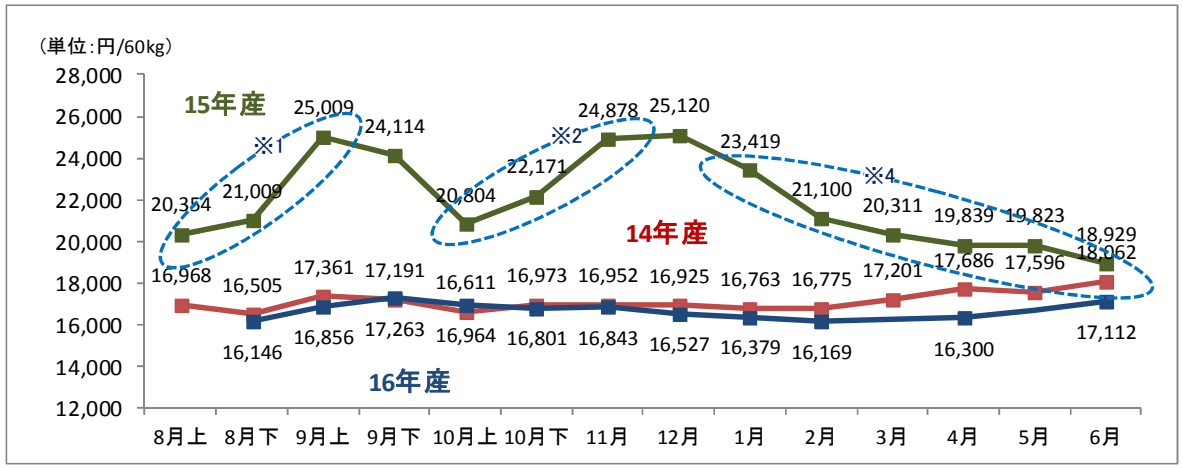


注1:　価格には包装代、消費税、自主米センター手数料が含まれる。

注2:　(財)自主流通米価格形成センターは、16年4月1日より(財)全国米穀取引・価格形成センターに名称変更。

（単位：円/60kg）

| | | 8月上 | 8月下 | 9月上 | 9月下 | 10月上 | 10月下 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 14年産米 | | 16,968 | 16,505 | 17,361 | 17,191 | 16,611 | 16,973 | 16,952 | 16,925 | 16,763 | 16,775 | 17,201 | 17,686 | 17,596 | 18,062 |
| | 対前年比 | 97% | 99% | 98% | 96% | 97% | 97% | 96% | 99% | 98% | 99% | 100% | 102% | 102% | 106% |
| 15年産米 | | 20,354 | 21,009 | 25,009 | 24,114 | 20,804 | 22,171 | 24,878 | 25,120 | 23,419 | 21,100 | 20,311 | 19,839 | 19,823 | 18,929 |
| | 対前年比 | 120% | 127% | 144% | 140% | 125% | 131% | 147% | 148% | 140% | 126% | 118% | 112% | 113% | 105% |
| 16年産米 | | － | 16,146 | 16,856 | 17,263 | 16,964 | 16,801 | 16,843 | 16,527 | 16,379 | 16,169 | － | 16,300 | － | 17,112 |
| | 対前年比 | － | 77% | 67% | 72% | 82% | 76% | 68% | 66% | 70% | 77% | － | 82% | － | 90% |

## ○　小売価格（総務省小売物価統計）

（単位：円/5kg）

| | | 15年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 16年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (単一品種「コシヒカリ」) | | 2,706 | 2,720 | 2,707 | 2,733 | 2,775 | 2,773 | 2,769 | 2,798 | 2,787 | 3,155 | 3,360 | 3,401 | 3,509 | 3,522 | 3,398 | 3,237 | 3,173 | 3,149 | 3,111 | 3,102 | 3,063 | 2,853 | 2,818 | 2,820 |
| | 対前年比 | 100% | 99% | 98% | 100% | 102% | 102% | 102% | 102% | 102% | 115% | 122% | 124% | 130% | 129% | 126% | 118% | 114% | 114% | 112% | 111% | 110% | 90% | 84% | 83% |
| (単一品種「コシヒカリ以外」) | | 2,373 | 2,372 | 2,386 | 2,390 | 2,368 | 2,392 | 2,364 | 2,385 | 2,376 | 2,620 | 2,903 | 2,970 | 3,099 | 3,122 | 3,007 | 2,878 | 2,815 | 2,753 | 2,700 | 2,694 | 2,668 | 2,524 | 2,430 | 2,471 |
| | 対前年比 | 100% | 100% | 98% | 100% | 98% | 99% | 99% | 100% | 99% | 110% | 122% | 125% | 131% | 132% | 126% | 120% | 119% | 115% | 114% | 113% | 112% | 96% | 84% | 83% |

## ○　政府米（主食用）の販売実績

（単位　：千トン）

| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 14/15年 | 18 | 15 | 14 | 34 | 4 | 5 | 4 | 6 | 8 | 9 | 8 | 9 | 134 |
| 15/16年 | 9 | 13 | 77 | 224 | 61 | 185 | 63 | 96 | 280 ※3 | 2 | 24 | 21 | 1,055 |
| 16/17年 | 16 | 9 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 52 |